

いじめは、どの子供にも、どこにでも起こりうる問題です。たとえどんな理由があろうとも、いじめは絶対に許される行為ではありません。子供たちが安心して学校生活を送ることができるように、全教職員が共通理解を図ると共に、学校・家庭・地域・各関係機関との連携を密にして、いじめの未然防止及び問題解決に取り組んでいきます。

いじめ未然防止のための取り組み

【授業が分かる！楽しい！と答える学習指導】

- 「分かる・できる・楽しい」と思える授業を行う。
- すべての児童が参加し、活躍できる授業を工夫する。
- 学習習慣を確立する。
- （友達を呼ぶときは○○さん。発表の仕方、話し方を身につける。時間を意識して着席する。）

【友達との関わりが楽しい！と答える集団作り】

- 明るくあいさつを広める。（児童会を中心に）
- 同学年との交流の場を多く設ける。
- （学年集会・体育委員会主催のスポーツゲーム）
- 「ちくちく言葉」「とげとげ言葉」をなくし、「あったか言葉」「ふわふわ言葉」を増やす。

【すべての教育活動】

- いじめは、決してしてはならないことを伝える。
- 心の教育を充実、他者を思いやる心を育てる。
- 保護者からの訴えに対して、親身になって応じる。

【教職員】

- 全教職員による児童理解○児童を尊重した声掛けの充実
- 児童との関わりの充実 ○いじめを許さない姿勢の提示
- 情報共有体制の強化充実○家庭との情報交換の充実

いじめ早期発見のための取り組み

【学校・教職員の取り組み】

- 児童一人一人との触れ合いを大切に、児童の話によく耳を傾け、安心感・信頼関係を築く。
- 児童の発達に合わせて理解し、児童の立場に立って受け止める。
- 学級担任、専科担当、養護教諭は小さな兆候でも、情報交換及び情報共有を日常的に行う。
- いじめを認識したら速やかに管理職まで報告する。 ○スクールカウンセラーと協力体制をとる。
- 事務職員、用務員も含めて全職員で情報を得て、情報を共有する。
- 5W1H（いつ・どこで・誰が・誰と・何を・どのように）をメモし、職員が共有できるようにする。

いじめ発見

【児童に向けて】

- 年間5回の生活アンケート（記名式）の実施（5月・9月・10月・11月・1月）

【家庭・地域】

- 保護者とのていねいなやりとりを行い、早期発見に努める。
- 保護者からの申し出があった際には、受容的に受け止め、すみやかに相談に乗る。

いじめの対応

【いじめ対策委員会の招集】

- 校長 ○教頭 ○生徒指導主任 ○教務主任 ○該当学級担任 ○養護教諭 ○SC ○SSW

【情報収集】

- ・日常における児童の兆候にアンテナを高くして把握する。（担任・全教員）
- ・養護教諭、事務職員、用務員、スクールカウンセラーから情報を得る。

【支援体制を組む】

- ① 管理職に報告し、ケース会議で対応の仕方や方向性を決定する。
- ② 児童からの事実確認をする。
（複数で対応、個別に話を聞く、共感的に話を聞き、事実を掴む）
- ③ いじめられた児童、いじめた児童に対する具体的な対応を検討する。
- ④ 決定した対応方針を教職員間で共通理解する。

【いじめた児童(たち)・保護者への指導】

- ・いじめは絶対に許される行為ではないことを強く伝える。
- ・被害者への誠意ある対応と一緒に考える。
- ・いじめに至った原因や背景を探る。
- ・いじめの被害者や加害者の立場になり、自分事として考えさせる指導をする。
- ・学校全体で継続的に支援する。

【いじめられた児童・保護者への支援】

- ・最も信頼関係ができていない教員が対応
- ・絶対に守るという誠意を持って対応
- ・訴えや相談に共感的に応じる
- ・カウンセリング等の心のケアに努める
- ・意向を組み合わせながら再発防止策を提示する

【周囲の児童たちへの指導】

- ・見て見ぬふりをするのもいじめているのと同じであることに気付かせる指導。
- ・勇気ある行動の大切さを伝える。

《各種関係機関との連携》

- 沼津市教育委員会
- 警察署
- 少年サポートセンター
- 児童相談所
- 青少年教育センター
- 民生委員
- 主任児童委員
- 学校運営協議会

《重大事態への対応》

- ***重大事態とは***
- ★いじめにより、生命・心身・財産に重大な被害が生じた疑いのある場合
- ★いじめにより、相当の期間、学校の欠席を余儀なくされている疑いのある場合
- ★児童や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申し立てがあった場合
- *****
- ☆速やかに教育委員会に報告
- ☆いじめ対策委員会を中心に、各種関係機関との連携を図りながら、適切な調査・事実確認・対応をする
- ☆いじめを受けた児童及び保護者に対し、情報を適切に提供する

いじめ解消に向けての取り組み

- ・確認された事実をもとにした指導の見直し
- ・全教員による共通理解と継続指導
- ・3か月以上の継続観察